

新スポ協第143号
令和2年6月11日

国体実施競技団体事務局長 様
国体実施競技団体強化総括責任者 様

公益財団法人新潟県スポーツ協会
事務局長 細貝 和司

部活動実施上の留意事項の取扱いについて（通知）

部活動については6月8日（月）から再開されたところですが、実施上の留意事項が別紙のとおり県保健体育課長から学校長あて通知されておりますので、競技水準向上対策事業を実施するにあたっては、少年種別に限らず成年種別においてもこれを参考としてください。

なお、宿泊を要するものは7月9日（金）まで認められていないこと、7月10日（金）以降も要件を満たしたものに限り県内での宿泊が認められていることから、これを踏まえ、事業を実施するにあたっては所属学校長並びに保護者などの同意を得た上で適切に対応願います。

競技スポーツ課長 木村 TEL 025-287-8600 FAX 025-287-8601 E-mail kimura@niigata-sports.or.jp
--

県立学校長 様

保健体育課長

部活動実施上の留意事項について（通知）

（令和 2 年 6 月 9 日時点）

このことについて、令和 2 年 5 月 23 日付け教保第 133 号を、下記のとおり時点更新します。

については、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染防止及び臨時休業期間の長期化により生徒の体力低下等への配慮が必要であることを踏まえ、適切に対応願います。

記

○ 別紙「部活動実施上の留意事項について」

- 十分な感染症予防対策を講じた上で、下表のように段階的に活動制限を解除する。ただし、県内の感染状況が変化した場合は変更もあり得る。

令和 2 年 6 月 19 日（金） から	県内での活動に限り、県内校との練習試合や合同練習を行うことができる。また必要な範囲内で、密集する活動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動を行うことができる。ただし、各競技団体等が別にガイドライン等を出している場合は、その内容に沿った活動とすること。
令和 2 年 7 月 10 日（金） から	県内での活動に限り、県内校のみで開催される各種大会、コンクール等へ参加することができる。また、代替大会への参加に際し、佐渡市内の学校及び会場までの移動距離が概ね 100km 以上となる学校に限り、宿泊を認める。ただし、原則としてシングルルーム対応とする。

- 顧問は指導中、原則としてマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外してもよい。ただし、マスクを外した際は、生徒との距離を 2 m 以上確保する。

【担当】 学校体育指導係
副参事 志田 哲也
Tel 025-280-5624

部活動実施上の留意事項について（令和2年6月9日時点）

新型コロナウイルスへの感染防止及び、長期間にわたる臨時休業により生徒の体力が低下していること等に配慮するため、部活動を行う際には、次の点に留意すること。

- あらゆる活動場面において、密閉空間・密集場所・密接場面を、それぞれ避けること。
- 検温など健康観察を十分に行い、発熱等の風邪の症状がある生徒、部活動顧問や部活動指導員等は活動に参加しないこと。
- 部活動の休止期間が長かったことを踏まえ、部活動顧問等は生徒の健康状態等を適切に把握し、活動内容（活動日数、活動時間、練習内容、熱中症対策等）を適切に決定すること。特に、運動部活動については、ケガ等を防止するため、スポーツ医・科学の観点を踏まえ、計画的、段階的に、軽負荷の活動から通常の活動への移行を行うこと。
- 練習においては、感染リスクの低い活動から順次再開すること。
- 十分な感染症予防対策を講じた上で、次のように段階的に活動制限を解除する。ただし、県内の感染状況が変化した場合は変更もあり得る。
 - 【令和2年6月18日（木）まで】
通常の活動場所での活動に限定する。また、密集する活動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動は行わないこと。
 - 【令和2年6月19日（金）から】
県内での活動に限り、県内校との練習試合や合同練習を行うことができる。また必要な範囲内で、密集する活動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動を行うことができる。ただし、各競技団体等が別にガイドライン等を出している場合は、その内容に沿った活動とすること。
 - 【令和2年7月10日（金）から】
県内での活動に限り、県内校のみで開催される各種大会、コンクール等へ参加することができる。また、代替大会への参加に際し、佐渡市内の学校及び会場までの移動距離が概ね100km以上となる学校に限り、宿泊を認める。ただし、原則としてシングルルーム対応とする。
- 宿泊を伴う合宿、県外への遠征等は、当面の間不可とする。
- 活動への参加については、生徒本人及び保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
- その他、活動については「新潟県部活動の在り方に係る方針」を遵守することとする。
- 以下の【感染拡大防止対策について】を守れないときは、活動を見合わせる。

【感染拡大防止対策について】

- ◆朝の検温、こまめな手洗いや手指消毒、咳エチケットなどについて、生徒に十分に指導する。
- ◆活動場面における隣の生徒との間隔は、必要に応じて実施する密集、接触場面を除いて、概ね2mを目安とする。
- ◆顧問は指導中、原則としてマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外してもよい。ただし、マスクを外した際は、生徒との距離を2m以上確保する。
- ◆部室や更衣室において密閉・密集・密接が発生しやすいことを踏まえた指導を行うこと。
 - ・更衣室や部室は、一度に多数の生徒が着替え等を行わないよう交代で入室するとともに、長時間滞在しないようにする。また、必要に応じて顧問が入退室について指導する。
- ◆活動場所や用具、更衣室については、使用後に十分に消毒、清掃を行うなど環境衛生を良好に保つこと。
 - ・屋内で活動する場合は、活動場所はこまめに換気する。
 - ・器具、ボール、楽器及び、ドアノブ、手すり、トイレ等の共用部分で、手で触るところは、アルコール、洗剤等でこまめに消毒、拭き取り清掃を行う。
 - ・汗を拭くタオル、飲料のボトルやコップ、ホイッスルなどは共用しない。